連合高知

JTUC

<発行所>連合高知
日本労働組合総連合会高知県連合会
〒780-0870 高知市本町４丁目1-32
こうち勤労センター内
TEL（088）824-5111
FAX（088）824-3002
<発行責任者>折田晃一
No.129 2020年８月11日

第62回地方委員会・コロナ禍の取り組み報告会

課題は賃金制度の整備

賃上げの流れ、制度が反映か

連合高知は７月14日（火）、三翠園で第62回地方委員会を開催し（地方委員31名内女性７名、執行部21名）、“連合高知2020春季生活闘争の中間総括”を確認した。

総括では、５月29日現在の賃上げが県全体単純平均3,722円（昨年比－791円）、同加重平均3,856円（同＋116円）、地場組合では単純平均3,258円（同－890円）、同加重平均3,108円（同－127円）と、全体的に厳しい結果になっていることを報告。そのうえで、30～299人規模の組合は300人以上の組合における上げ幅（額）を上回っていることから「県内における規模間格差是正の流れを止めることなく、ある程度維持していると受け止めるとともに、今期のような厳しい交渉環境にあっても、300人以上の組合が他規模と比較して前年比減が少ないのは、賃金制度の整備状況が少なからずあると考えられる」と評価した。

今後の課題については、①規模間・地域間格差の是正、②賃金制度の整備、③企業内最低賃金改善の地方最低賃金への波及、④労働者の立場にたった働き方の見直し促進、⑤雇用・生活・経済を三本柱とする政策・制度の取り組みを挙げ、これを全体で確認した。

今後、厳しい中で奮闘を

こうした春闘総括を踏まえて折田会長は、地方委員会冒頭のあいさつで「コロナ禍にあって連合高知は、雇用と生活を守る取り組みなど緊急的な政策分野での取り組みを進めていく」としたうえで、「来年以降の春闘は非常に不透明かつより厳しい闘いを余儀なくされることは必至」と認識を示しながら、最低賃金の引き上げを含めたこれからの闘いに向け、檄を飛ばした。

パワハラをなくそう

また、地方委員会では、裁判闘争になっている“高知さくら会計事件”の原告団（４人）を代表して高橋組合員（地域ユニオン）から「パワハラで泣いている人が数多くいる中、私たちは社会からパワハラをなくしていきたいとの思いで提訴に踏み切った。パワハラ防止法を実効あるものにするためにも裁判を闘っていきたい」との決意が表明された。これに関して折田会長は「いろいろ悩み逡巡もあった中で、理不尽を糺していこうと決意し、闘いに立ち上がった４人の組合員の思いを受け止め、共に闘っていくことが労働運動の社会的役割だ」と組合員に支援を求めた。

劣化する政治、政権打破を

来賓には武内則男衆議院議員（四国比例）、広田一 衆議院議員（高知２区）、久保耕次郎社会民主党高知県連合代表、野村公紀国民民主党高知県総

支部連合会青年局が駆けつけ、コロナ禍における安倍政権のずさんな対応などを指摘しながら、来る総選挙に臨む決意がそれぞれから述べられた。

連合高知では、１区武内則男氏、２区広田一氏の推薦を７月21日の第８回執行委員会で決めることにしており、これを踏まえて折田会長は「政府のコロナ対応をみても判るように、政治は年を経るごとに劣化している。そんな中、総選挙がいつ行われるのか分からないが、次の総選挙では両者を先頭に安倍一強を打破し、持続可能で包摂的な社会を創り出すために組織の総力を挙げた闘いを展開していこう」と訴えた。

地方委員会の最後には、「連合高知は、“働くことを軸とする安心社会”の実現をめざし、働く者の雇用と生活の立て直しを課題のど真ん中に据え、希望と安心を取り戻すために組織の総力を挙げて行動していく」とするアピールを採択して地方委員会の全日程を終了した。

コロナ禍で構成組織奮闘
各構成組織からの取り組み報告

UAゼンセン高知県支部 佐々木支部長

地方委員会後おこなわれた「新型コロナウイルス感染症に関する報告会」では、自治労・高知県職員連合労働組合、UAゼンセン高知県支部、私鉄総連 とさでん交通労働組合からコロナ禍における各組織の実態や取り組みが報告された。県職連合からは、「県の対策では、PCR検査体制強化や医療従事者対策、経済対策が打ち出されている。だが、県庁内の人員不足で通常の業務も含め窮している。これをどうしていくのかが組合の課題になっている」と報告。またUAゼンセンからは「スーパーなど流通小売業では、社員が感染リスクに気を使いながら業務している。そんな中、カスタマーハラスメントも発生しているのが実態だ」と身を賭して懸命に仕事を続ける労働者の状況を報告するとともに、「グループ内の出向による雇用維持」など組織をあげた取り組みが報告された。県民の移動手段を担うとさでん交通労組からは「人口減少の中で構造的に収支が赤字の状態に加え、このコロナ禍で収益が激減した。これにより事業の存続も危ぶまれているが、県民の生活を守るため、そして、組合員の雇用を守るために組合は頑張っていきたい」とコロナ禍における組合の役割発揮を表明した。

高知県職連合 新土居書記長

とさでん交通労組 岡林特別執行委員

同時期比較（5/29） 前回5/31

単純平均

	高知県全体					高知県地場				
	2019		2020		対比	2019		2020		対比
	単組数	額	単組数	額		単組数	額	単組数	額	
全　体	40	4,513	41	3,722	▲ 791	30	4,148	28	3,258	▲ 890
～29	10	2,960	11	2,959	▲ 1	10	2,960	10	2,813	▲ 147
30～99	12	5,732	14	3,950	▲ 1,782	10	5,236	10	3,454	▲ 1,782
100～299	11	5,199	10	4,360	▲ 839	6	5,164	5	4,166	▲ 998
300～	7	3,564	6	3,528	▲ 36	4	2,876	3	2,573	▲ 303
製　造	14	5,274	15	4,449	▲ 825	12	4,952	13	4,355	▲ 597
交通・運輸	7	3,521	8	2,876	▲ 645	5	3,333	3	2,017	▲ 1,316
商業・サービス	19	4,318	18	3,492	▲ 826	13	3,720	12	2,379	▲ 1,341

加重平均

	高知県全体					高知県地場				
	2019		2020		対比	2019		2020		対比
	人　数	額	人　数	額		人　数	額	人　数	額	
全　体	8,432	3,740	6,946	3,856	116	4,232	3,235	3,100	3,108	▲ 127
～29	178	3,026	168	3,043	17	178	3,026	148	2,857	▲ 169
30～99	652	5,493	812	3,857	▲ 1,636	554	5,036	587	3,335	▲ 1,701
100～299	1,924	5,137	1,673	4,255	▲ 882	1,057	5,316	876	4,172	▲ 1,144
300～	4,718	3,717	4,293	3,732	15	1,831	2,591	1,489	2,417	▲ 174
製　造	1,511	5,308	1,072	4,808	▲ 500	1,283	5,167	871	4,801	▲ 366
交通・運輸	1,271	3,345	1,469	2,905	▲ 440	881	3,230	837	2,203	▲ 1,027
商業・サービス	4,690	4,108	4,405	3,942	▲ 166	1,456	2,896	1,392	2,592	▲ 304

豆知識

「安全配慮義務」について

労働者を雇って働いてもらうには、安全に働けるよう環境を整えなければなりません。労働契約法に定められた労働者の義務です。（労契法第５条）この義務に違反した場合、損害賠償請求の対象になります。

新型コロナウイルス対策のための在宅勤務や時差出勤、マスクなど衛生用品の配布などもこれに含まれます。過労死を生むような長時間労働の防止や、ハラスメント（嫌がらせ）のない職場づくりも、使用者が果たさなければならない義務です。

「７つの絆 平和運動」QRコード

連合高知2020春季生活闘争“中間総括”を受けた「今後の課題」

規模間・地域間格差の是正

規模間・地域間格差を是正するため、「上げ幅」のみならず「社会横断的な賃金水準（目標値）」を活用した「あるべき水準」をめざす運動を構成組織－地方連合会が連携して取り組む。そして、“地域社会全体の賃金水準を引き上げていく”。

賃金制度の整備

「賃金制度の整備状況が賃上げの安定性を担保する」ことを踏まえて、総合的に制度の整備を図る。その際、賃金は「最低生活保障するもの」であることを基本に、「同一価値労働同一賃金の原則」を踏まえながら、「組織の総がかり」で運動を展開する。定期昇給のない組合については、地域ミニマム運動から導き出した連合高知の「年齢別“上位水準値”および“最低水準値”」を活用する。

企業内最低賃金から地方最低賃金改定へ

企業内最低賃金の改善・協定化の取り組みを地域別最低賃金・特定最賃審議につなげ、中小・未組織労働者を含む産業全体の底上げをはかる。

コロナ禍を見据えた“雇用・生活・経済”を柱とする政策・制度の推進

これまで取り組んできた地域政策課題を深掘りするとともに、コロナ禍による社会環境の変化に対応した“雇用・生活・経済”を３本柱とする政策・制度の取り組みを進めていく。

コロナ禍における労働者の立場にたった働き方の見直し

「労働者の立場にたった働き方の見直し」を引き続き進めると同時に、テレワークの普及などコロナ後の働き方を見据えた職場点検活動を取り組む。

連合高知と推薦自治体議員との情報交換会

コロナ禍で何が必要か！
命と暮らしを守るために

連合高知は６月９日、高知共済会館において連合高知推薦自治体議員との情報交換会をおこなった。この会議では、コロナ禍における「雇用･経済･生活」課題を中心にした地域における政策・制度実現に向けて、“いま何が必要なのか”話し合われた。連合高知からは政策委員会のメンバーが、推薦議員は上田・坂本・橋本・大野・石井・田所県議、近藤・岡﨑（豊）・深瀬・長尾・清水・神岡高知市議、吉川本山町議らが参加した。

開催にあたり折田会長は「コロナ禍にあって、命と暮らしを守ることが喫緊の課題になっている。だが、国の対応は遅すぎるし少なすぎて不十分だ。そんな中、私たちは行政に対して何を求めていくのか、また、県内での社会運動をどうしていくのか情報交換しながら、ベクトル合わせをしていきたい」と本会の趣旨を語った。

続いて、池澤事務局長から「連合の取り組み課題と連合高知の問題意識」を報告。合わせて、自治労、私鉄総連、UAゼンセンから現状と課題が示された。その中で、“雇用調整助成金制度の問題点”や“同業種内の一時的出向による雇用確保の取り組み”などが出された。一方､推薦議員からは、坂本県議が県の「新型コロナウイルス感染症対策調査特別員会」の活動報告を、近藤市議は「高知市議会臨時会提出議案」の概要と課題を報告した。また、清水市議からは、会派（保守・中道クラブ）による市長宛の「緊急要請」の内容説明があった。

意見交換では、推薦議員から「県知事への要請の際は、同時に調査特別委員会へも要請すれば全議員が課題を共有することができる」ことが教示された。また、「未開封の使用しないマスクを市民から収集して、マスクを必要とするところへ回すような仕組みができないか」「流通や福祉など継続的な業務が求められる部門が優先的にPCR検査を受けられる体制が求められている」など喫緊の課題が提起された。これを受けて連合高知は、今後の政策委員会で推薦議員と連携しながら内容を深掘りし、政策・制度要求としてまとめていくことにした。

//ちょこっとチャレンジ//

ワークルール検定ドリル VOL.1

雇用終了

Q　解雇予告制度について、誤っているものをひとつ選びなさい。

①使用者の労働者に対する解雇予告の日数は、平均賃金を支払った日数分だけ短縮することができる。
②試みの使用期間中の労働者を解雇する場合、解雇予告制度は適用されない。
③労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合、事前に労働基準監督署長の認定を受けた時は、解雇予告制度は適用されない。
④行政通達は、有期労働契約の雇止めにあたっては、契約を３回以上更新した者、または１年を超えて継続勤務しているものに対して、解雇予告を要するとしている。

こたえ　②

解説　解雇予告制度により、使用者が解雇をする場合は、少なくとも30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払わなければなりませんが、予告の日数は、１日あたりの平均賃金を支払った分だけ日数を短縮することができます。

また、解雇予告制度が適用されない場合として、14日を超えない試みの使用期間中の労働者を解雇する場合、労働者の責に帰すべき事由に基づく解雇で、事前に労働基準監督署長の認定を受けた場合があげられます。

Q　整理解雇の４要件について、正しいものをすべて選びなさい。

①倒産必至といえるほど財政が悪化していない限り、人員削減の必要性は認められない。
②役員の報酬減額、遊休資産の処分がされていない限り、十分な解雇回避措置を講じたとは認められない。
③50歳以上の女性のみを対象とする整理解雇には、被解雇者選定の合理性が認められない。
④整理解雇に際して労働組合との協議を義務付ける内容の労働協約が締結されていなかったとしても、会社は労働組合と協議すべき信義則上の義務を負う。

こたえ　③、④

解説　人員整理の必要性については、倒産必至といった高度な必要性まで要求されるものではなく、経営上の困難から人員削減が必要とされる程度で足りるとされていますので、①は誤りです。解雇回避努力について、解雇回避措置は配転・出向、希望退職の募集から、役員報酬減額、遊休資産の処分まで様々なものが考えられますが、使用者にすべての手段を尽くすことまで求められておらず、実現可能な最大限の努力が求められています。このため役員報酬の減額、遊休資産の処分が必須とまではいえないので、②は誤りです。③は人選の合理性、④は手続きの妥当性に関するものであり、ともに正しいです。

出典：(一社)日本ワークルール検定協会「ワークルール検定ドリル」より

新型コロナウイルスに関する労働相談Q&A

Q．新型コロナウイルスの感染防止のため、仕事を休むことにした場合の賃金は？
A．労働者自らの申し出により休暇を取得する場合は、年次有給休暇や就業規則などの規定に特別休暇などがあれば取得して賃金が支給される休暇制度の活用を。

Q．新型コロナウイルスの影響による会社の経営難を理由に解雇すると言われた。
A．解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものとして無効（労契法第16条）。労基法上の手続きとしては、少なくとも30日前に労働者に対して予告をするか、予告をしないときは平均賃金の30日分以上の支払いが必要（労基法第20条）

Q．隣り合わせの机に40人が席をならべ、換気もしない状況で勤務（三密）。我慢するしかないのか？
A．使用者には労働者に対する安全配慮義務がある。(労契法第５条）この義務に違反した場合、損害賠償請求の対象になる。

Q．新型コロナウイルスの影響で、会社が休業や勤務時間短縮の場合の賃金は？
A．使用者の都合による場合は、使用者は休業手当の支払いが必要。

生活困窮者支援“募金”のお願い

高知県労働者福祉協議会（労福協）では、『フードバンク高知』を強化・発展させ、生活貧困者や子ども食堂への食料提供を目的に「フードバンク高知の強化に向けた準備会」を立ち上げています。

そんな中、このコロナ禍での生活困窮者の窮状は“放っておけない”状況になっていることから労福協は、緊急的な取り組みとして現在、「食糧支援を通じた生活貧困者支援のためのカンパ活動」をおこなっています。この募金は、生活困窮者支援などをおこなう「フードバンク高知」や「高知県子ども食堂基金（県行政）」を通じた県内の「子ども食堂」への寄付で、その活動資金にしていただくことにしています。

ついては、連合高知の社会連帯活動の一環として位置付けられるこの募金活動へ、組合員のみなさんの積極的なご協力をよろしくお願いします。
（募金の仕方は各構成組織・組合の事務局へ）

□１次集約 ７ 月末　□２次集約 ８ 月末
□最終集約 ９ 月末

＜問い合わせ先＞
高知県労働者福祉協議会：088-824-3583